

行橋市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月19日

行橋市長 工藤政宏

行橋市条例第27号

行橋市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部を改正する条例

行橋市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例（平成11年行橋市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1章の前に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 一般廃棄物の減量及び処理（第13条—第20条）

第3章 手数料等（第21条—第24条）

第4章 雑則（第25条）

第5章 罰則（第26条・第27条）

附則

第14条第4項中「第1項及び第2項」を「第1項及び前項」に、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改める。

第24条を削る。

第23条第1項中「第15条」を「第16条」に改め、同条第2項中「第20条第2項」を「第21条第2項」に、「第21条」を「第22条」に改め、同条を第24条とする。

第22条を第23条とし、第21条を第22条とし、第20条を第21条とする。

第2章中第19条を第20条とし、第15条から第18条までを1条ずつ繰り下げ、第14条の次に次の1条を加える。

(一般廃棄物の持ち去り禁止)

第15条 第10条に規定するごみステーションに排出された一般廃棄物のうち、行橋市一般廃棄物の持ち去り行為禁止に係る指導等実施要綱に定めたものについて、市長の指定する者以外の者がこれを収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

本則に次の2章を加える。

第4章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

第26条 第15条第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その違反行為を行った者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。

別表第1中「第20条関係」を「第21条関係」に改める。

別表第2中「第22条関係」を「第23条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(行橋市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の臨時特例を定める条例の一部改正)

第2条 行橋市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の臨時特例を定める条例（令和

6 年行橋市条例第 4 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 2 0 条第 1 項」を「第 2 1 条第 1 項」に改める。